

令和7年度 第1回

茨木市国民健康保険運営協議会

会 議 録

茨木市 健康医療部 保険年金課

1 令和7年6月5日(木)午後2時30分、令和7年度第1回茨木市国民健康保険運営協議会を南館8階中会議室において開催した。

2 出席した委員

◎被保険者を代表する委員

水口 栄一                      岡村 節恵                      佐藤 房子                      森脇 千鶴

◎医師会、薬剤師会を代表する委員

杉本 清                      森口 三咲                      堰口 宗重                      加藤 信幸

◎公益を代表する委員

大西 稔                      清原 隆志                      掛谷 太郎                      大島 一夫

◎被用者保険等保険者を代表する委員

森脇 紳二

3 欠席した委員

船川 由香

4 市側から出席した者

副市長	秋元 隆二
健康医療部長	村上 友章
保険年金課長	谷口 育世
保険年金課 参事兼国保給付係長	堤 義孝
保険年金課 課長代理	藤山 竜大
保険年金課 主幹兼国保保険料係長	松浦 竹範
保険年金課 徴収係長	渡口 沙保里
健康づくり課長	奥野 耕史
健康づくり課 課長代理兼健康企画係長	三河 毅士
健康づくり課 主幹兼保健衛生係長	飯盛 高祥
健康づくり課 保健師長	森脇 ルミ

5 次第

- (1) 茨木市国民健康保険運営協議会会長の選任について
- (2) 茨木市国民健康保険運営協議会副会長の選任について
- (3) 会議録署名委員の選任について
- (4) その他

6 会議内容                      以下のとおり

## 令和7年度 第1回茨木市国民健康保険運営協議会

令和7年6月5日(木) 午後2時30分～  
茨木市役所 南館8階 中会議室

事務局	<p>本日は、お忙しい中、令和7年度第1回茨木市国民健康保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p>
秋元副市長	<p>まずはじめに、開会に先立ちまして、秋元副市長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>みなさんこんにちは。副市長の秋元と申します。昨年の5月に副市長となりました。またよろしくお願いいいたします。本日は令和7年度第1回の茨木市国民健康保険運営協議会開会にあたりまして、何かとご多用の中、ご出席くださいます。誠にありがとうございます。</p> <p>この度ですね、委員の任期満了に伴いまして、新たに委員をお願いしましたところ、ご快諾いただきまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>大阪府では、平成30年4月から「国保制度の広域化」が開始されまして、財政運営の主体は府、窓口として主体は市という役割分担が行われております。令和6年度からまた保険料率の完全統一化が実現するなど、統一した基準での運営方針に基づく制度運営が進められているところであります。</p> <p>本市におきましても、府の基準に基づいた運営を行いまして、保健事業の推進による医療費の適正化や、保険料収納率向上の取組を行っております。</p> <p>皆さんご承知のとおり、社会保障、保険制度という財政基盤はなかなか厳しい、脆弱なところですが、この持続可能性をしっかりと保つというのは、国といえますか、まちにとっても安全安心の大事な取り組みととらえております。それに先駆けたのが大阪府の広域化というかたちでとらえておりますけれども、やはり、すぐにうまく進んでいくわけではありませので、アップデートできるようなかたちで基礎自治体の茨木市としましても、しっかりととらえながら工夫したり、何ができるかということ、皆さんのご意見をいただきながらですね、共有して、より良い制度としていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、今年度初めての協議会ということでして、会長及び副会長の選出と事務局からの報告等をさせていただき予定であります。皆様今年度どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、本協議会委員の任期満了に伴いまして、委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p>委嘱状の交付につきましては、本来であればお一人ずつお渡しするのが本意でございますが、進行の都合もございまして、大変恐縮ではございますが、お手元に置かせていただいております。</p> <p>ご確認の程よろしくお願い致します。</p>

(委員確認)

事務局

皆様の任期につきましては、「国民健康保険法施行令」第4条の規定により3年となっておりますので、本年6月1日から令和10年5月31日までとなっております。

議事の審議に先立ちまして、委員の皆さまに発言にあたってのお願いがございます。

当審議会は、外出することが困難な方などの傍聴機会を確保するため、音声のオンライン傍聴というものを導入いたしております。今回、本日の会議におきましてはオンライン傍聴をご希望される方がいらっしゃいませんので、あまり直接的な影響がないのですが、今後、オンライン傍聴の有無にかかわらず、運用を統一させていただきたいと思っておりますので、発言の際は、マイクを使用させていただくとともに、発言の前にお名前を名乗っていただきますようお願いいたします。

ここで各委員の皆様のご紹介をさせていただきます。  
お手元の配席図をご覧ください。

議長席左手側から、医師・歯科医師・薬剤師を代表する委員といたしまして、「杉本委員」でございます。

「森口委員」でございます。

「堰口（せきぐち）委員」でございます。

「加藤委員」でございます。

公益を代表する委員といたしまして、

「清原委員」でございます。

「掛谷委員」でございます。

被用者保険等保険者を代表する委員といたしまして、

「森脇委員」でございます。

反対側に移りまして、議長席右手側から、被保険者を代表する委員といたしまして、

「水口委員」でございます。

「岡村委員」でございます。

「佐藤委員」でございます。

「森脇委員」でございます。

公益を代表する委員といたしまして、

「大西委員」でございます。

「大島委員」でございます。

なお、被用者保険等保険者を代表する委員の「船川委員」につきましては、本

事務局	<p>日は欠席の届をいただいております。</p> <p>以上、欠席された委員を含めまして、総勢 14 名の委員の皆様のご紹介を終わらせていただきます。</p> <p>事務局職員につきましては配席図のとおりでございます。</p> <p>副市長につきましては、他の公務の都合のため、ここで退席をさせていただきます。</p> <p>では、開会に先立ちまして、本日は、新たな委員の方もいらっしゃいますので、簡単に本協議会の説明をさせていただきます。</p> <p>本協議会は、国民健康保険法第 11 条に基づき、市長の諮問に応じ、保険給付や保険料の徴収、その他の重要事項をご審議いただくために設置しているものでございます。委員は 14 人で構成しており、1 年間に 1 回から 2 回程度開催をしております。</p> <p>それでは、本日は、委員委嘱後、初めての運営協議会でございますので、会長が選出されるまでの間、村上健康医療部長が議事進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>(村上部長議長席へ移動)</p>
村上部長	<p>あらためまして、こんにちは。健康医療部長の村上です。どうぞよろしくお願いたします。誠に僭越ではございますが、会長が決まりますまで、わたくしのほうで本協議会の進行をさせていただきます、ご協力のほどよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、ただ今から令和 7 年度第 1 回茨木市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>まずはじめに、本日の委員の出席状況につきまして、事務局からの報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の出席委員は、委員定数 14 名中 13 名の出席をいただいております。過半数の出席でありますので、本市条例施行規則第 6 条第 2 項により、会議は成立いたしております。また、先ほど少しオンライン傍聴のことを申し上げましたが、オンライン及び現地での傍聴のお申し込みも、本日はございませんでした。</p>
村上部長	<p>ありがとうございます。ということで、会のほうは成立しております。次第のほうをご覧いただきたいのですけれども、本日 4 件あります。そのうちの 1 件目、「茨木市国民健康保険運営協議会会長の選任について」</p>

	<p>2 件目「茨木市国民健康保険運営協議会副会長の選任について」 以上 2 件は、一括して議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>村上部長      ご異議なしと認めて、一括として議題とさせていただきます。</p> <p>本件は、本運営協議会の会長ならびに副会長の選出でありまして、「国民健康保険法施行令」第 5 条及び「茨木市国民健康保険条例施行規則」第 4 条第 1 項の規定によりまして、「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」となっております。</p> <p>お諮りいたします。 公益を代表する委員において、会長及び副会長候補者の互選をしていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
村上部長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めまして公益を代表する委員のみなさまによる、会長及び副会長候補者の互選をお願いいたします。</p> <p>公益を代表する委員のみなさまは、別室のほうへお移りのほう、よろしく願いいたします。</p> <p>互選いただく間につきましては、暫時休憩させていただきます。</p> <p>(公益を代表する委員により別室で協議)</p>
村上部長	<p>それでは再開いたします。</p> <p>休憩中に互選いただきました結果について、報告をお願いいたします。</p>
清原委員	<p>報告者といたしまして、清原でございます。 ご報告させていただきます。 協議、互選の結果、会長には「大島委員」、副会長には「大西委員」とさせていただきます。ご報告いたしました。</p>
村上部長	<p>ありがとうございます。ただ今、「清原委員」より、会長には「大島委員」、副会長には「大西委員」を候補とするとの報告がありましたが、報告のとおり決定としましても、ご異議ございませんでしょうか。</p>

<p>村上部長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。ご異議なしと認めまして、会長には「大島委員」、副会長には「大西委員」と決定いたします。</p> <p>それでは、茨木市国民健康保険条例施行規則第6条第1項において、「会議の議長は、会長がこれにあたる」とされていることから、新会長と議事進行を交代いたします。大島会長よろしく願いいたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
<p>大島会長</p>	<p>それでは、再開いたします。</p> <p>ただ今、当運営協議会の会長に選任いただきました、大島でございます。</p> <p>本市国保事業の健全な運営のために力を尽くし、その任務を全うしてまいる所存でございますので、委員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、会則に従いまして、ただ今より議長を務めさせていただきます。</p> <p>これより会議に入ります。</p> <p>日程第3「会議録署名委員の選任について」を議題といたします。</p> <p>本件は、「茨木市国民健康保険条例施行規則」第7条第2項の規定による署名委員でありまして、会長からご指名差し上げても、ご異議ございませんでしょうか。</p>
<p>大島会長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ご異議なしと認めまして、「水口委員」、「杉本委員」をご指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、本協議会は原則公開としており、非公開とすべき案件が発生した時には、その都度お諮りしたうえで、会議の公開・非公開を決定することといたします。</p> <p>本日予定しておりました日程につきましては、全て終了しておりますが、事務局の方から説明事項があるということでございますので、事務局の説明を求めます。</p>
<p>堤参事兼国保給付係長</p>	<p>保険年金課参事兼国保給付係長の堤でございます。</p> <p>令和7年度当初予算についてご説明させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の資料「令和7年度茨木市国民健康保険事業特別会計予算に</p>

ついて」をご覧ください。

まず、資料上段右上をご覧ください。予算の見込みに大きな影響があります被保険者数及び世帯数の推移を示しております。被保険者数及び世帯数につきましては、就労形態の変化や、高齢化に伴う後期高齢者医療制度に移行する方の増加などにより減少傾向が続いており、令和7年度も引き続き減少が続く見込みとなっております。

続きまして、資料上段左上をご覧ください。令和7年度予算について示しております。

まず右側、歳出の主な内容についてご説明いたします。

総務費につきましては「職員の給与費」及び「事務費」など、総額5億1,407万1千円で、対前年度比114.8%となっております。増額の要因としましては、国保オンラインシステムの改修経費を計上したことなどによるものです。

次に、保険給付費につきましては、医療費等の支払費用でございますが、164億8,817万3千円で、対前年度比94.6%となっております。

なお、今年度も財政運営の責任主体である大阪府の推計に基づき予算計上を行っており、医療費につきましては、高齢化の進展により1人あたり医療費は増加傾向にありますが、団塊の世代が75歳に到達し、後期高齢者医療制度へ移行したこと等により、医療費総額は減額となる見込みでございます。

次に、事業費納付金につきましては、「大阪府に納める国保の運営財源」でありまして、72億3,470万6千円で、対前年度比92.4%となっております。この事業費納付金は、大阪府が国民健康保険の運営に必要な費用を、市町村の被保険者数等に応じ、各市町村へ割り当てるものであり、減額の要因としましては、被保険者数が減少見込みであることなどによるものです。

次に、保健事業費につきましては、3億2,575万1千円で、対前年度比で97.1%となっております。今年度の取組につきましては、後ほどご説明させていただきます。

続きまして左側、歳入の主な内容についてご説明いたします。

保険料につきましては、53億3,959万8千円で、対前年度比で91.1%となっております。減額の理由としましては、被保険者数が減少見込みであることなどによるものです。

次に、国庫支出金につきましては、9万1千円で、対前年度比で910%となっております。増額の理由としましては、これまで金額確定後に国から歳入していただきました災害臨時特例補助金を、昨年度の実績に基づき当初予算で計上したことによるものです。

次に、府支出金につきましては、169億2,078万円で、対前年度比で95.1%となっております。減額の理由としましては、医療費総額が減額見込みであることに伴いまして、医療費等の支払いの財源として府から交付される交付金が減額となることによるものです。

次に、繰入金につきましては、22億474万2千円で、対前年度比98.3%とな

っております。減額の理由としましては、保険料軽減の対象者の減少などに伴い、基盤安定繰入金が減額となることなどが主な要因でございます。

次に、繰越金につきましては、収納不足の場合の事業費納付金への充当や国保被保険者の健診に要する費用を国保特会で負担するための予算として活用してまいります。

以上の内容から、当初予算総額につきましては、令和6年度当初予算は261億1,186万9千円であったのに対し、令和7年度当初予算につきましては246億4,007万9千円で、14億7,179万円の減、対前年度比で94.4%の予算となっております。

続きまして、資料右下、＜令和7年度の取組＞をご覧ください。

まず、保険年金課が所管する事業について説明いたします。

項目が4つありまして、項目1つ目、「第三者行為求償事務に係る情報連携」でございます。

交通事故など、第三者行為による傷病に対する保険給付につきましては、被保険者が保険者へ届出をしていただく必要がございます。その届出をもとに保険者が加害者に請求を行います。届出がないケースもみられることから、本市国保においては、令和7年度から関係課と連携し、交通事故法律相談者や交通事故等で救急搬送された方の情報提供を受け、被保険者に勧奨通知を送付する取組を進めているところでございます。現在、国民健康保険においては、保険給付費の増加が課題となっておりますことから、こうした取組により、医療費の適正化を図ってまいりたいと考えております。

項目2つ目、「高額療養費申請書発送の簡素化」でございます。

こちらは、令和6年度より継続して実施しているものでございます。高額療養費が生じた際、これまでは診療月ごとの申請が必要でありましたが、一度申請をいただければ次回からは申請の必要なく自動的に振り込みを行う取組でございます。従来70歳以上の世帯に実施しておりましたが、全世帯に拡大し、被保険者の負担軽減につなげていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

三河課長代理兼健康企画係長

健康づくり課長代理兼健康企画係長の三河でございます。よろしく願いいたします。

それでは、私からは、令和7年度の国保保健事業の主な取組について、ご説明をいたします。

先ほどの項目3つ目、「特定健診受診率向上対策」でございます。

こちらの特定健診の対象である方を、過去の受診履歴などの傾向分析に基づき

分類をいたしまして、それぞれの特性に応じた案内ハガキをお送りするという受診勧奨や、大阪府におきまして、スマートフォンのアプリを活用して実施しております「おおさか健活マイレージ アスマイル」を活用し、本市独自のオプションとして、健診を受診された会員の方に、Quo カード Pay 等の電子マネーに交換が可能なポイントを付与するというインセンティブによる受診勧奨など、引き続き、受診率向上をめざした取組を実施してまいります。

項目 4 つ目、「医薬連携による糖尿病性腎症の重症化予防事業」につきましては、

糖尿病性腎症を原疾患とした透析導入患者を減少させるために、前年度に引き続きまして、医師会・薬剤師会様の協力のもと、糖尿病性腎症で治療中の被保険者の方に対しまして、主治医と薬剤師が連携して生活習慣の改善や服薬の支援を行ってまいります。

私からの説明は以上でございます。

大島会長

ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。

以上をもちまして、本日予定しておりました日程は、全て終了いたしました。折角の機会ですので、何かご質問等がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

それでは発言がございませんので、最後に事務局からの事務連絡をお願いいたします。

事務局

次回運営協議会の開催予定について、ご連絡させていただきます。

次回令和 7 年度第 2 回運営協議会につきましては、来年になりますけれども、令和 8 年 2 月頃に開催したいと考えております。日程、場所等の詳細につきましては、追ってご連絡をさせていただきます。お忙しい中、お手数をお掛けしますが宜しくお願い致します。事務局からは以上でございます。

大島会長

ありがとうございます。

以上をもちまして、本日予定をいたしておりました日程は、すべて終了いたしました。

委員の皆様には、本当にお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございました。お陰をもちまして、本日の日程はこれで終了いたしました。どうか今後とも本市国保事業の健全な運営のために、皆様のそれぞれのお立場で、より一層のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日の会議を終わらせていただきます。

ありがとうございました。